

# PRTR情報の利用について (留意点)

# PRTR情報利用上の留意点一覧

## 1. 全般

- ① 物質の対象範囲
  - i. 指定・届出される物質単位が一致しない
  - ii. 物質名称が指す範囲が一致しない
- ② 用途の対象範囲
- ③ 届出が不要となる要件(数量、従業員数)(本資料では割愛)

## 2. 各論

- ① PRTR届出データ(届出の対象範囲)
  - i. 自家消費(中間物)【化審法運用通知3-5(3)】
  - ii. 試験研究【化審法第9条第1項第1号】
  - iii. 「製造」の範囲が一致しない【化管法第2条5項1号】
  - iv. 特別要件【化管法施行規則第4条ハニホヘトチ】
  - v. 製品【化管法第5条】
- ② PRTR届出外データ
  - i. 対象業種届出外(すそ切り以下事業所、下水処理施設等)
  - ii. 非対象業種
  - iii. 家庭
  - iv. 移動体

# PRTRデータの利用における 基本的な考え まとめ

- PRTR届出データの利用

用途等の対象範囲や上述のi)～v)の観点で化審法対象外分を取り除くことが基本的に不可能。

したがって、基本的に、取り除くことなく評価Ⅲにおいて利用する。

- PRTR届出外データの利用

用途等の対象範囲の観点で化審法対象外分を取り除くことが基本的に可能。

したがって、基本的に、化審法の寄与分を考慮しつつ、評価Ⅲにおいて利用する。

# 全般：物質の対象範囲

**指定・届出される物質単位が一致しない※**

化審法(MITI)	化管法(政令番号)
p-ジクロロベンゼン(優先)	ジクロロベンゼン
o-ジクロロベンゼン(優先)	
1,3-ジクロロベンゼン(一般)	
ヘキサアンミンコバルト(Ⅲ)三硝酸塩	コバルト及び その化合物
二酸化コバルトリチウム	
× コバルト(化審法の化学物質でない)	
p-デシルベンゼンスルホン酸、p-テトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、 ドデシルベンゼンスルホン酸亜鉛(Ⅱ)、ドデシルベンゼンスルホン酸カルシウム(I I)、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸リチウ ム、……	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びそ の塩(アルキル基の炭素数が10から14 までのもの及びその混合物に限る。)

※化審法では、一般化学物質について、スクリーニング評価の対象とする化学物質の単位は原則CASであるが、製造数量等の届出や有害性情報に応じて検討することになる。

# 全般：物質の対象範囲

## 物質名称が指す範囲が一致しない

構造の一部に優先評価化学物質の構成部分(アニオン又はカチオンに限る。)を有するもの(付加塩、オニウム塩に限る。)については、優先評価化学物質を含む混合物として取り扱う。これらの製造等に関しては、優先評価化学物質の規定を適用するものとする。

(化審法運用通知3-2より。一部省略)

### ヒドラジンの例

(化審法優先#2,化管法#1-333)

化審法における届出

ヒドラジンの塩  
(硫酸ヒドラジン等)

PRTRにおける届出や推計

ヒドラジン

# 全般：用途の範囲

化審法と化管法では対象とする用途の範囲が異なる

食品衛生法	(食品、添加物、容器包装、おもちゃ、洗浄剤)
農薬取締法	(農薬)
肥料取締法	(普通肥料)
飼料安全法	(飼料、飼料添加物)
薬事法	(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器)
(化審法第55条 他の法令との関係 より)	

化審法運用通知3-5(3) (自家消費)

化審法第9条第1項第1号(試験研究用)

PRTRにおける届出や届出外推計

食品の酸化防止剤  
医薬用重金属解毒剤  
化粧品添加物  
自社内中間物(自家消費)  
試験研究用

化審法における届出  
工業用石鹼洗浄剤  
無電解めっき薬剤  
金属洗浄剤...

化審法適用除外用途  
特に、届出外推計に多い

# 各論：PRTR届出データ

化審法の「製造・出荷」と化管法の「取扱い」の範囲が異なる(届出データの場合)

化審法運用通知3-5(3) (自家消費)

化審法第9条第1項第1号(試験研究用)

化管法第2条5項1号(第一種指定化学物質の製造) (製造の範囲が一致しない)※

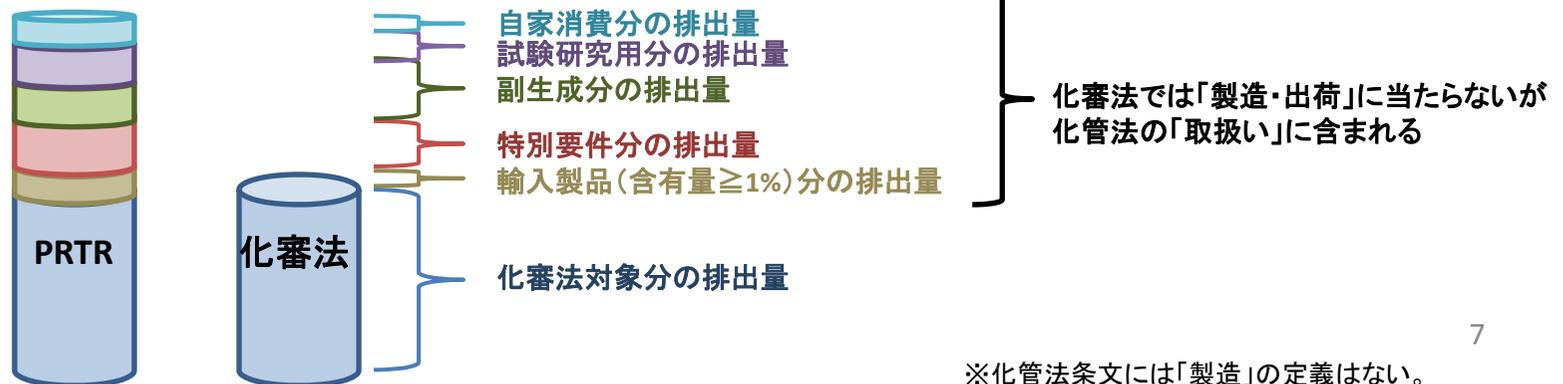
化管法では、出荷しない化学物質の副生成についても「製造」とみなし、届出をさせている実情がある。

化管法施行規則第4条1ハニホヘトチ(特別要件)

鉱山保安法、下水道法、廃掃法、ダイオキシン類特別措置法、水質汚濁防止法、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

化管法施行令第5条(製品)

当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。



※化管法条文には「製造」の定義はない。

# 各論：届出外データ

## 届出外データの推計手法の内訳と化審法対象範囲

